

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

平成三十年十二月二十六日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出  
をした者の氏名

取消年月日

飯田 能生

飯田よしき鎌倉市民会議

三〇、一一、一二

松田 雅子

松田雅子後援会

三〇、一一、四